

樹齢670年の大杉素材活用提案 実施要項

1. 目的

令和2年7月11日に倒伏した大湫神明神社大杉の保存活用部分を除いて、よりよい活用の提案をされた方に活用いただくものです。

2. 趣旨・背景

大湫町は、中山道47番目（江戸から）の旧・宿場町であり、現在も歴史ある街並みを残しています。その中でも大杉は、推定樹齢670年とされる大湫町のシンボルであり、町民の心のよりどころとして町内にそびえ立っていました。しかし、令和2年7月11日深夜の豪雨により倒伏し、全国ニュースとして報道されることとなりました。

その直後から町民主体の会議が頻繁に行われ、どのように大杉を残していくかが議論されました。大湫町は人口300人程度の小さな町ですが、ニュースを聞きつけた方からの寄付により、事業実施のために資金づくりを行い、また、大湫町の若手で結成された「大湫大杉を応援する若手有志の会」によるクラウドファンディングを行いました。

根の一部の現地展示保存、境内地の復旧についてプロポーザルを行い、工事事業者を選定しますが、用途目的のない大杉の材料について様々な方から活用提案をもらい、よりよい提案をされた方に活用いただくこととしました。

3. 事業に対する思い

大杉がより多くの人に、より長い間、より役立つ提案もしくは、大杉、大湫町に資する提案を求めています。よりよい提案については、無料で引き渡すこともできますし、営利目的・個人での利用目的でも大湫町に買い取り費用を支払うことで今後の大杉保存資金等に充てることとなりますので大杉、大湫町に資することにもなります。

4. 引き渡し

配点上位の方から素材の分配を行います。現在大杉が倒れてる境内地渡しを基本とし、提案者の用意したトラックへの積み込みまで行います。大湫町から積み込みの指定した日に受け取れなかった場合は、トラックへの積み込みなど現場での必要作業は提案者が行ってください。素材は2mごとに切断された状態で引き渡しになります。必要延長が2m未満の場合は大湫町により輪切りしますが、輪切り以外の細かな切断には応じられません。

5. 諸条件・他事業

(1) 素材

・大杉の2m分の事業提案を求めます。合計得点の最も高い者から順に素材の活用部位を決

定めます。

(2) 期限

・提案された内容が完成される期限は2030年度とすること。複数年度に渡る事業の場合は年度ごとに進捗を大湫町へ報告すること。任意様式（写真を含む・メールでも可）

(3) 公開

・採用された提案については提案書を大湫町コミュニティ推進協議会HPへ掲載、地元広報誌への掲載など公開を行う。（担当連絡先などは公開しない）、進捗や完成状況についても公開の対象とする。

6. 参加資格

個人、企業など、どなたでも参加できます。ただし、提案された内容が実行できる方に限ります。

7. 実施スケジュール

手続等	期間・期日	方法・場所
公表	令和3年4月5日	大湫町コミュニティ推進協議会ホームページに掲載 http://www.okute-shuku.jp
質問受付	令和3年4月12日午前10時から 令和3年4月26日午後4時まで	電子メール又はFAXによる
質問回答	令和3年5月5日正午までの間、随時回答する。	ホームページに掲載 (質問がない場合掲載しない)
提案書の提出期限	令和3年5月24日午後4時まで	大湫町コミュニティ推進協議会宛 持参又は郵送(期限内必着)、メール(ookute@ob.aitai.ne.jp)による
結果の通知・公表	令和3年6月25日(予定)	担当者アドレスに電子メールにて通知する。

8. 参加手続等

(1) 質問受付、質問回答

質問は、任意様式とするが、担当部署名、担当者名を記載し、受信確認を行うこと。

回答の際、質問者名は公表しない。また、質問事項が重複していると判断したものは、整理して回答する。本件の趣旨からかけ離れていると思われるものへの回答は行わない。

い。なお、回答は、本実施要項と一体のものとして効力を持つものとする。

(2) 提案書の提出

提案書は、専門用語をなるべく控え、わかりやすい図面、資料とすること。

● 提出書類

次の提出書類を、A4サイズ縦長ファイルに綴じたものを提出すること。様式については、任意とする。なお、提出部数は、正1部、副7部とする。

① 提案書（任意様式）

- 1 企画提案 出来上がりのイメージが付きやすい資料とすること。実施スケジュールを記載すること
提案に対して大杉をどの程度使いたい明記する
(A4サイズ3枚まで)
- 2 提案者概要書（これまでの実績、功績など 連絡先（住所、電話、メール、担当者）、A4サイズ1枚まで）

(3) 提案を取り下げる場合

提案書を提出した応募者が、取り下げを行う場合は、令和3年5月31日（月）午後4時までに大湫町コミュニティ推進協議会宛に、メール（ookute@ob.aitai.ne.jp）にて取り下げをする旨を連絡すること。

9. 提案審査

(1) 審査委員会

審査は、樹齢670年の大杉素材活用提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(2) 審査（書類審査のみ）

提案書の内容について聞く場合がある。審査結果は、審査対象となった提案者全員に電子メールにより通知する。審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10. 審査の方法

提出された提案書等に基づいて審査する。

審査の基準とする項目及び配点は別紙のとおり。

11. 事業者の選定及び契約の締結

審査による各委員の合計得点の最も高い者から順に素材の活用部位を決定する。

選定された者と覚書を締結する。

選定後であっても、審査委員会が適切でないと判断した場合は、覚書締結は行わない。

11. 事業者の選定

審査による各委員の合計得点の最も高い者から順に素材の活用部位を決定する。

12. 公表

結果は、事業者選定後、速やかに大湫町ホームページ上に掲載する。

13. 引き渡し代金

(1) 買取価格を提示した場合は引き渡しまでに大湫町へ支払うこと。

14. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (3) 本実施要項に違反すると認められる場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為などにより、審査委員会が失格と判断した場合

15. その他

ア 応募に関するすべての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 原則として提出書類は返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

エ 大湫町が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

カ 提案された内容、金額は変更しない。ただし、大湫町と協議を行い決定したことについてはこの限りではない。